

令和3年4月以降のさぬき市介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの単価について

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービスの単価は、「国が定める単価」を勘案して、市町村が定めるとされています。

先般、令和3年度介護保険制度改正によりサービス単価等の改定があり、4月から新しい単価で実施することになりました。

これに伴いさぬき市の総合事業の単価については、改正後の「国が定める単価」に合わせて改正し、令和3年4月から施行しますのでお知らせいたします。

記

1 改正の内容

(1) 訪問型サービス・通所型サービスの単価

改正後の「国が定める単価」と同じ額に改正します。

(2) 訪問型サービスAの単価

今回は改正はありません。

(3) あらたに給付制限用のサービスコード（A3、A7）を新設します。

過去の介護保険料の滞納による給付制限用です。

2 下記の単位数サービスコード表を参考にしてください。なお総合事業単位数表マスタ（CSV形式）は、準備ができしだい令和3年4月中に当ページにて掲載します。